

美濃加茂市防犯活動推進条例〔案〕

第1条	P 1	<p>【目的】</p> <p>本条は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために、市民、事業者等及び市の責務を明らかにし、分担し、協働して、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図るといこの条例の目的を定めています。</p>
第2条	P 2	<p>【定義】</p> <p>本条は、この条例の中で用いる用語の定義を定めています。</p>
第3条	P 3	<p>【市民の責務】</p> <p>本条は、第1条の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を定めています。</p>
第4条	P 4	<p>【事業者等の責務】</p> <p>本条は、第1条の目的を達成するために、事業者等が果たすべき責務を定めています。</p>
第5条	P 5	<p>【市の責務】</p> <p>本条は、第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を定めています。</p>
第6条	P 6	<p>【協議会】</p> <p>本条は、防犯活動を推進するために協議会を置き、その所掌事項について定めています。</p>
第7条	P 7	<p>【推進計画の策定】</p> <p>本条は、防犯に関する施策を計画的に推進するため、協議会において市民等の意見を聴き、推進計画を策定し、公表することを定めています。</p>
第8条	P 8	<p>【委任】</p> <p>本条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることを定めています。</p>
附則	P 9	<p>【施行期日】</p> <p>この条例の施行期日について定めています。</p>

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために、市民、事業者等及び市の責務を明らかにするとともに、犯罪防止のため「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という理念のもとに、基本的人権を尊重しつつ、それぞれ役割を分担し協働して、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

【説明】

犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、治安の確保は、誰かが守ってくれるという警察や他人に依存した意識では、いくら警察力を強化してもその抑止には繋がらないことから、市民一人ひとりが、自立と相互扶助の精神に基づき、「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という自主自立の精神を基本としています。

市民一人ひとりが犯罪にあうことなく安全で安心して暮らせるように、市民、事業者、市の防犯上の責務を明確にし、それぞれが役割を果たしながら協働して取り組むことを規定しています。

また、地域における防犯活動を積極的に推進する反面、防犯活動に参加しない者を非難したり、見知らぬ者や外見等から不審者や犯罪者扱いをしたりして、人権侵害があってはならないことを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) **事業者等** 市内で事業活動を行う者及び市内に所在する土地若しくは建物を所有し、管理する者をいう。

【説明】

本条は、この条例の中で用いる用語の定義を定めています。

「市民」の定義で、「市内に滞在する者」とは、市内企業に勤務する者、市内の学校に通学する者、当市へ旅行等で訪問した者等を言います。

「事業者等」は、市内に事務所、店舗、工場等を有し、事業活動を行う法人及び個人をいう。また、市内に土地や建物を所有している者、それらを管理する者で、すべての法人及び個人を言います。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの安全確保に努めるとともに、互いに協力して地域防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

【説明】

本条は、第1条の目的を達成するため、全ての市民が果たすべき役割、責務を定めたものです。

自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識をもつて、日頃から犯罪被害にあわないよう自衛策を講じて生活することが市民の責務であり、防犯事業は市民が主体となって行わなければならないことを定めたものです。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その所有又は管理する土地、建物等を適正に管理し、市民の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

【説明】

本条は、第1条の目的を達成するため、事業者が果たすべき役割、責務を定めたものです。

自動車の部品狙いや金属類の盗難事件、事務所あらし等、事業所に関係する犯罪は全国的にも増加傾向にあり、業種や法人個人を問わず、市内で事業活動を行うすべての者が、従業員等関係者も含めた中で防犯に関する理解を深め、防犯意識をもってその対策を講じ、市民の安全を確保するよう努めることを定めたものであります。

また、最近空き店舗や空家、空地での事件・事故、不審火、そして不法投棄等の心配もあり、近隣居住者への不安感を募らせている現状から、土地・建物の所有者、管理者は、その整備や維持管理において、荒廃地をなくしたり、見通しの確保、防犯装置の設置等により、犯罪を誘発しにくい安全な環境を整備しなくてはならないことを定めたものです。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、市民及び事業者等、警察及びその他関係機関(以下「市民等」という。)と密接な連携を図りながら、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活における犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。
- (2) 地域安全に関する活動を自主的に行う団体の育成に関すること。
- (3) 市民の安全意識の高揚と安全を確保するための啓発活動及び情報提供に関すること。
- (4) 幼児、児童、生徒、高齢者の安全確保に関すること。
- (5) その他、防犯に関する必要な事項

【説明】

本条は、第1条の目的達成のため、市が果たすべき役割、責務を定めたものであります。

市は、市民、事業者等、警察その他関係機関と日頃から密接な連携を図り、諸施策を実施することを定めたものであります。

市が実施する具体的な施策については、第7条に定める推進計画で具体的に定めていきます。

(協議会)

第6条 防犯活動を推進するため美濃加茂市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の求めに応じ、犯罪の防止に関する事項について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。

【説明】

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、関係する機関・団体等、それぞれが理解し話し合い、連携することによって安全で安心できる住みよい地域社会の実現に取り組む必要がある。

従って、広く市民の意見を反映するため、各種団体の代表で組織される「美濃加茂市生活安全推進協議会」を置くこととし、この協議会を中心にして犯罪防止に関する事項を協議していくこととしています。

また、協議会は市長の求めに応じて犯罪防止に関する事項について協議し市長に意見を述べるができることを定めている。

(推進計画の策定)

第7条 協議会は、防犯に関する施策を計画的に推進するため、防犯活動に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を聴かなければならない。**
- 3 推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。**

【説明】

本条は、推進計画を市の独断で策定するのではなく、市民の代表者等からなる「美濃加茂市生活安全推進協議会」で十分意見を聴きながら計画の策定を行うことを定めています。

また、策定する計画の具体的な内容については、協議会の中で十分協議・検討をして実践可能なものとし、策定された推進計画については市民に公表するものとしています。

地域の安全の確保は、すべての市民にかかわる問題であり、市や関係機関だけで解決できるものではありません。市民一人ひとりが安全に対する意識を高め、当事者としての意識を持って取り組んでいくことが大切です。

こうしたことから、推進計画をつくる段階から市民の声を十分取り入れていきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

この条例に定める以外で防犯推進上必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものであります。

附 則
この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【説明】

この条例の施行期日について定めたものであります。